

## 審査ニュース 138号

### 請求レセプトに対する保険者からの疑義、 および再審査請求の事例について

医療保険委員会

今回の審査ニュースは、前回に引き続き請求レセプトに対する保険者からの「疑義や再審査請求」についてご紹介します。

近頃、加算の算定について「予製剤加算による請求が妥当ではないのか？」という保険者からの再審査請求が目立つようになってきたようです。摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、保険者からの再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。反対にコメント欄に記載がないために査定となることもあるようです。

摘要欄に算定理由を明記することにより保険者からの理解が得られるものと思われます。今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

#### 保険者からの加算の算定に対する疑義について

「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審...請求どおりと解釈されるもの。返戻...請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。査定...誤請求と解釈されるもの。

処方 . 1

ロバキシン顆粒90% 0.25g  
 バランス散10% 0.5g  
 乳糖0.067g  
 ロキソニン細粒10% 0.6g  
 カフェイン「ホエイ」 0.033g  
 1×朝食後 7日分

再審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			公費分点数 点	公費分点数 点
				単位薬剤料点			調剤料	薬剤料	加算料		
				ロバキシン顆粒90%	0.25g	7	35	21	向 8		
				バランス散10%	0.5g						
				乳糖0.067g							
				ロキソニン細粒10%	0.6g						
				カフェイン「ホエイ」	0.033g						
				1×朝食後 7日分					計 45 予 9		
*** ( 続 く ) ***											
摘 要									高額療養費		
									公費		
									公費		

再審査申し立て理由

「計量混合調剤加算の算定について」  
 毎月同一処方内容による計量混合調剤加算（45点）の算定です。処方箋受付ごとに計量混合すべき理由等について摘要欄に説明がありません。  
 予製剤加算（9点）の算定でいかがでしょうか。  
 本処方並びに類似処方の請求については、予製剤加算での請求が多数となっています。なお、参考に6か月分のレセプトを添付します。



再審査の結果

いわゆるCMCPの混合に対しての「計量混合調剤加算」算定の是非についての保険者からの疑義です。この処方については多くの医療機関で汎用されている処方であり、同処方（類似処方も含む）の請求については「多くが予製剤加算で請求されている」ことから予製剤加算への査定（45点 9点）となりました。  
 なお、保険者から参考資料として、同処方に対し計量混合調剤加算（45点）の請求を行った、当該薬局の過去6か月間分のレセプトの添付があります。  
 過去の監督官庁による立ち入り調査において、本事例と同様な請求事例に対し指摘（予製剤の確認）があり、1年間分の算定すべてについて返金の指示がなされています。

**【ご参考】**  
 保険者においては請求内容に関するデータを蓄積しているため、請求に疑義がある場合は、過去の請求内容を添付資料として異議申し立てを行なう傾向があるようです。  
 本事例のように請求側において「処方箋受付ごとに計量混合」すべき薬学的理由がある場合は、摘要欄にその旨の記載が必要と思われます。

・審査ニュース・

処方 . 2

〔 漢方製剤エキス顆粒A 7.5g  
漢方製剤エキス顆粒B 7.5g  
3×毎食前 7日分 〕

再審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			公費分点数 点	公費分点数 点
				単位薬剤料点			調剤料	薬剤料	加算料		
				漢方製剤エキス顆粒A 7.5g 漢方製剤エキス顆粒B 7.5g 3×毎食前 7日分		7	35	245	計 45		
				*** ( 続く ) ***							
摘 要									高額療養費		
									公費		
									公費		

再審査申し立て理由

「計量混合調剤加算の算定について」  
毎月同一処方内容による計量混合調剤加算（45点）の算定です。処方箋受付ごとに計量混合すべき理由等について摘要欄に説明がありません。  
予製剤加算（9点）の算定でいかがでしょうか。なお、参考に6か月分のレセプトを添付します。



再審査の結果

漢方製剤の混合に対する「計量混合調剤加算」算定の是非についての保険者からの疑義です。  
この事例については、漢方製剤の混合を予製した場合「吸湿」による「固化、変色」が起こる等、予製することが難しいと容易に推察されることから原審（45点 45点）となりました。  
なお、保険者から参考資料として、同処方に対し計量混合調剤加算（45点）の請求を行なった当該薬局の「過去6か月間分のレセプトの添付」がありました。過去6か月間分の請求も原審と判断されました。

【ご参考】

保険者においては過去の請求に関するデータを蓄積しているため、過去の請求内容を添付資料として異議申し立てを行なう傾向があるようです。  
本事例のように請求側において「処方箋受付ごとに計量混合」すべき理由がある場合は、摘要欄にその旨の記載が必要と思われます。

処方 . 3

A軟膏 15g  
 Bクリーム 20g  
 混合  
 1日2回 患部に塗布

再審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			公費分点数 点	公費分点数 点
				単位薬剤料点			調剤料	薬剤料	加算料		
				A軟膏 15g Bクリーム 20g		1	10	10	計 80		
*** ( 続 く ) ***											
摘 要										高額療養費	
										公費	
										公費	

再審査申し立て理由

「計量混合調剤加算の算定について」  
 毎月同一処方内容による計量混合調剤加算（80点）の算定です。処方箋受付ごとに計量混合すべき理由等について摘要欄に説明がありません。  
 予製剤加算（16点）の算定でいかがでしょうか。なお、参考に6か月分のレセプトを添付します。



再審査の結果

外用剤の混合に対する「計量混合調剤加算」算定の是非についての保険者からの疑義です。  
 この事例については、外用剤の混合を予製した場合「分離」による「製剤自体の変性」が起こる等、予製することが難しいと容易に推察されることから原審（80点 80点）となりました。  
 なお、保険者から参考資料として、同処方に対し計量混合調剤加算（80点）の請求を行った当該薬局の「過去6か月間分のレセプトの添付」がありましたが、過去6か月分の請求も原審と判断されました。

【ご参考】

保険者においては請求内容に関してのデータを蓄積しているため、請求に疑義がある場合は、過去の請求内容を添付資料として異議申し立てを行なう傾向があるようです。  
 本事例のように請求側において「処方箋受付ごとに計量混合」すべき薬学的理由がある場合は、摘要欄にその旨の記載が必要と思われます。

## 摘要欄記入の重要性について

毎月の審査ニュースでは、摘要欄の記載について注意を促していますが、特に下記の項目について記載の不備が散見されるようです。また、特に請求意図を明確にするために特記する必要がある場合は、摘要欄を積極的に活用しましょう。

介護保険に相当するサービスを行った場合に、当該患者が要介護者又は要支援者である場合には、「摘要」欄に「介」の記号を付して居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費の合計算定回数を記載すること。

時間外加算、休日加算、深夜加算又は時間外加算の特例を算定した場合は処方せんを受け付けた月日及び時間等当該加算を算定した事由が明確にわかるよう記載すること。

自家製剤加算を算定した場合であって「処方」欄の記載内容からは加算理由が不明のときはその事由を記載すること。

配合禁忌等の理由により内服薬を別剤とした場合には、その理由を記載すること。

在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者について、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われ、薬剤服用歴管理指導料を算定する場合には、算定日を記載すること。

その他 請求内容について特記する必要がある場合はその事項を記載すること。

(診療報酬請求書等の記載要領より抜粋)

## 審査ニュース 追補

<支払基金の「突合点検」結果について> ... 薬局側の理由により査定された事例

処方箋内容		投与日数	保険薬局の誤請求内容		保険薬局への査定内容	請求点数	査定結果	査定事由
プロテカジンOD錠10mg PL配合顆粒 クラリスロマイシン錠200mg	1錠 3g 2錠		プロテカジンOD錠10mg PL配合顆粒 クラリスロマイシン錠200mg	1錠 3g 2錠	医療機関名の誤入力	417	0	A
オルメテック錠10mg	1錠		オルメテック錠10mg	1錠	医療機関名の誤入力	287	0	A
クラリシッド・ドライシロップ100mg	1.2g	3日	クラリシッド・ドライシロップ10mg	102g	処方箋内容と不一致	3039	0	C
尿素軟膏20% デルモベートクリーム	10g 10g		アセチロール軟膏20% ラミシールクリーム1%	10g 10g	処方箋内容と不一致	47	6	A
リカルボン錠50mg	1錠	2回	リカルボン錠50mg (2錠x1回)	2錠	1回1錠のみ処方可の薬剤 (1錠査定)	687	343	C
タケブロン30mg サワシリンカプセル250mg クラリス錠200mg	2Cap 6Cap 4錠		タケブロン30mg サワシリンカプセル250mg クラリス錠200mg	2Cap 6Cap 4錠	自費にて徴収するよう記載あり	665	0	A